

参考資料

資料 1

策定経過

資料 2

環境審議会

資料 3

市民参加

資料 4

庁内体制

資料 5

市民・事業者意識調査の概要

資料 6

二酸化炭素排出量の算定方法

資料 7

坂戸市環境基本条例

資料 8

用語解説

資料 1 策定経過

月 日		会 議 等	市 民 事 業 者	審 議 会	市
令和 4 年度	5/16～ 6/3	市民・事業者意識調査	○		○
	8/10	坂戸市環境審議会		○	
	10/13	事業者ヒヤリング（3事業所）	○		○
	10/18	事業者ヒヤリング（2事業所）	○		○
	10/20	庁内検討委員会			○
	11/2	坂戸市環境審議会		○	
	11/20	学生ワークショップ	○		○
	11/27	学生ワークショップ	○		○
	1/27	庁内検討委員会			○
	2/3	坂戸市環境審議会		○	
令和 5 年度	4/17	プロジェクトチーム会議 （脱炭素(事務事業)部会、脱炭素(区域施策) 部会、循環型社会部会）			○
	4/19	プロジェクトチーム会議 （自然・みどり・生物多様性部会、安全・安心 部会、環境教育・学習、情報発信部会）			○
	5/18	庁内検討委員会			○
	5/23	坂戸市環境審議会		○	
	6/6	プロジェクトチーム会議 （脱炭素(事務事業)部会、脱炭素(区域施策) 部会、循環型社会部会）			○
	6/7	プロジェクトチーム会議 （自然・みどり・生物多様性部会、安全・安心 部会、環境教育・学習、情報発信部会）			○
	6/30	庁内検討委員会			○
	7/6	坂戸市環境審議会（諮問）		○	○
	8/3	坂戸市環境審議会		○	
	10/2～ 10/31	市民コメント	○		○
	11/17	坂戸市環境審議会		○	
	1/24	坂戸市環境審議会		○	
	1/30	坂戸市環境審議会（答申）		○	○

資料 2 環境審議会

資料 2-1 坂戸市環境審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	選出区分等	氏 名	備 考
1号	公 募	板井 孝子	
	公 募	太田 諒	
2号	坂戸市農業委員会の代表者	中里 和子	
	坂戸市商工会長	房野 洋	
	坂戸市区長会の代表者	小室 行夫	令和4年度
		町田 和男	令和5年度
	坂戸市PTA連合会の代表者	古園 瑞輝	令和4年度
		上岡 憂子	令和5年度
3号	坂戸市サワギキョウの会会長	萩原 章	
	城西大学 薬学部教授	真野 博	会長職務代理
	女子栄養大学 栄養学部教授	井元 りえ	会長
	東京ガス株式会社 埼玉支社長	細田 千恵	
4号	西入間警察署 生活安全課課長代理	宍戸 智行	
	東松山環境管理事務所長	堀口 郁子	令和4年度
		小ノ澤 忠義	令和5年度

選出区分 1号：市民の代表者 2号：関係団体の代表者 3号：学識経験者
4号：関係行政機関職員

資料 2-2 諮問

坂環発第 1 6 6 1 号
令和 5 年 7 月 6 日

坂戸市環境審議会会長 様

坂戸市長 石 川 清

第 3 次坂戸市環境基本計画の策定について（諮問）

坂戸市環境基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、第 3 次坂戸市環境基本計画の策定をしたので、貴審議会の意見を求めます。

資料 2-3 答申

坂環審発第 1 号
令和 6 年 1 月 3 0 日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市環境審議会
会 長 井元 りえ

第 3 次坂戸市環境基本計画の策定について（答申）

令和 5 年 7 月 6 日付け坂環発第 1 6 6 1 号で諮問のありました第 3 次坂戸市環境基本計画の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本審議会は、第 3 次坂戸市環境基本計画（素案）を適切なものと認めます。
- 2 本計画で掲げる本市の目指すべき環境像「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐまち さかど」の実現のため、別紙のとおり本審議会意見に御留意し施策を推進されることを願います。

【別 紙】

審議会意見

第3次坂戸市環境基本計画は、坂戸市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要な指針であり、市民、事業者、市が共通の認識のもと協働して施策を推進することで、自然との共生、脱炭素社会の実現を期待します。

なお、各分野等の施策推進にあたり、以下に御留意いただきたい。

1 脱炭素社会分野

地球温暖化対策は、喫緊の課題であり、公共施設への再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化を率先して取り組まれない。

また、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者への啓発活動や情報提供を積極的に行うとともに、継続的な支援体制を構築されたい。

2 循環型社会分野

市民・事業者への啓発活動を積極的に進め、更なるごみの減量化・資源化に努めるとともに、食品ロス削減に向けた施策を計画的に推進されたい。

3 自然・みどり、生物多様性分野

城山をはじめとした希少動植物の生息・生育域の保全及び生きものが自由に行き来できるエコロジカル・ネットワークの構築に努めるとともに、みどりの保全や生物多様性の保全に向け積極的に取り組まれない。

4 安全・安心分野

地球規模での気候変動に対し、適切な対応策と緩和策を推進するとともに、市民・事業者の協力のもと、ヒートアイランド現象の抑制に努められたい。

また、快適な生活環境を目指し、不法投棄やポイ捨て等のないまちづくりに向け、更なる啓発活動の強化を図られたい。

5 環境教育・学習、情報発信分野

子どもの頃からの環境教育・環境学習は、環境意識を高めるために重要なことから、学校などの教育機関等と連携し、計画的かつ積極的に取り組むとともに、ICT等の活用により幅広い世代がいつでも学べる機会の構築を図られたい。

6 重点プロジェクト

重点プロジェクトの推進にあたっては、市民・事業者の協力が極めて重要であることから、市民・事業者との共通した認識の構築に努め、協働して事業の推進が図られるよう、積極的かつ定期的な情報交換に努められたい。

資料 3 市民参加

資料 3-1 市民・事業者意識調査

	市 民	事業者
目 的	市民・事業者の環境活動への取組状況、地球温暖化対策関連設備の導入状況、今後の取組の可能性等を把握し、計画に反映させるため、意識調査を実施しました。	
調査対象	市内に居住する満 18 歳以上の市民	市内の事業所
抽 出 法	住民基本台帳から、年代、地区、性別に基づく層化抽出法による無作為抽出	市内の事業の業種別の層化抽出法による無作為抽出
調査方法	配布方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送又は WEB 回答	
調査期間	令和 4（2022）年 5 月 16 日～6 月 3 日	
調 査 数	2, 0 0 0 人	1 0 0 事業所
回 収 数 (うち WEB 回答)	8 1 4 (1 2 2)	5 1 (1 0)
回 収 率	4 0 . 7 %	5 1 . 0 %

資料 3-2 事業者ヒヤリング

目 的	先進的な環境の取組を実践している市内事業者に対し、具体的な取組及び実践にあたっての課題を把握し、他の市内事業者に向けた水平展開の方策の検討とともに、市と協働・連携の意向がある市内事業者に対し、その可能性のある具体的な事業内容の把握及び協働・連携にあたっての課題を把握し、連携の可能性を検討するため実施しました。
実 施 日	令和 4（2022）年 10 月 13 日及び 10 月 18 日
実施方法	訪問による対面方式
対象団体	5 事業所

資料 3-3 学生ワークショップ

目的	カーボンニュートラル実現の目標年度である2050年に40代となる若い世代の意見やアイデアを募ることを目的にワークショップを開催しました。
実施日	令和4（2022）年11月20日及び11月27日
開催方法	ZOOM（WEB ミーティングシステム）を活用したグループワーク
対象者	市内の大学及び高等学校の在学生
参加者	城西大学（6人）、女子栄養大学（2人）、坂戸高等学校（3人）、坂戸西高等学校（3人）、山村国際高等学校（3人）、筑波大学附属坂戸高等学校（3人） 【合計 大学生8人、高校生12人】

資料 3-4 市民コメント

目的	第3次坂戸市環境基本計画（素案）を公表し、広く市民からの意見を求めるため実施しました。
実施期間	令和5（2023）年10月2日～10月31日
実施結果	意見提出者 2人

資料 4 庁内体制

資料 4-1 庁内検討委員会

趣 旨	庁内の関係部署間の施策の連携・調整を図り、第3次坂戸市環境基本計画の素案を作成及び全庁的な取組の共有化を図るための組織として編成しました。
構 成 員	環境産業部長、関係課長、一部事務組合関係課長等

資料 4-2 プロジェクトチーム

趣 旨	庁内検討委員会の下部組織として、分野ごとの課題の整理及び成果指標等の検討を行い、庁内検討委員会との連携により素案の検討を行う組織として編成しました。
構 成	脱炭素（事務事業）部会、脱炭素（区域施策）部会、循環型社会部会、自然・みどり・生物多様性部会、安全・安心部会、環境教育・学習、情報発信部会
構 成 員	環境政策課長、関係課の課長補佐・係長等、一部事務組合関係課の係長等

資料5 市民・事業者意識調査の概要

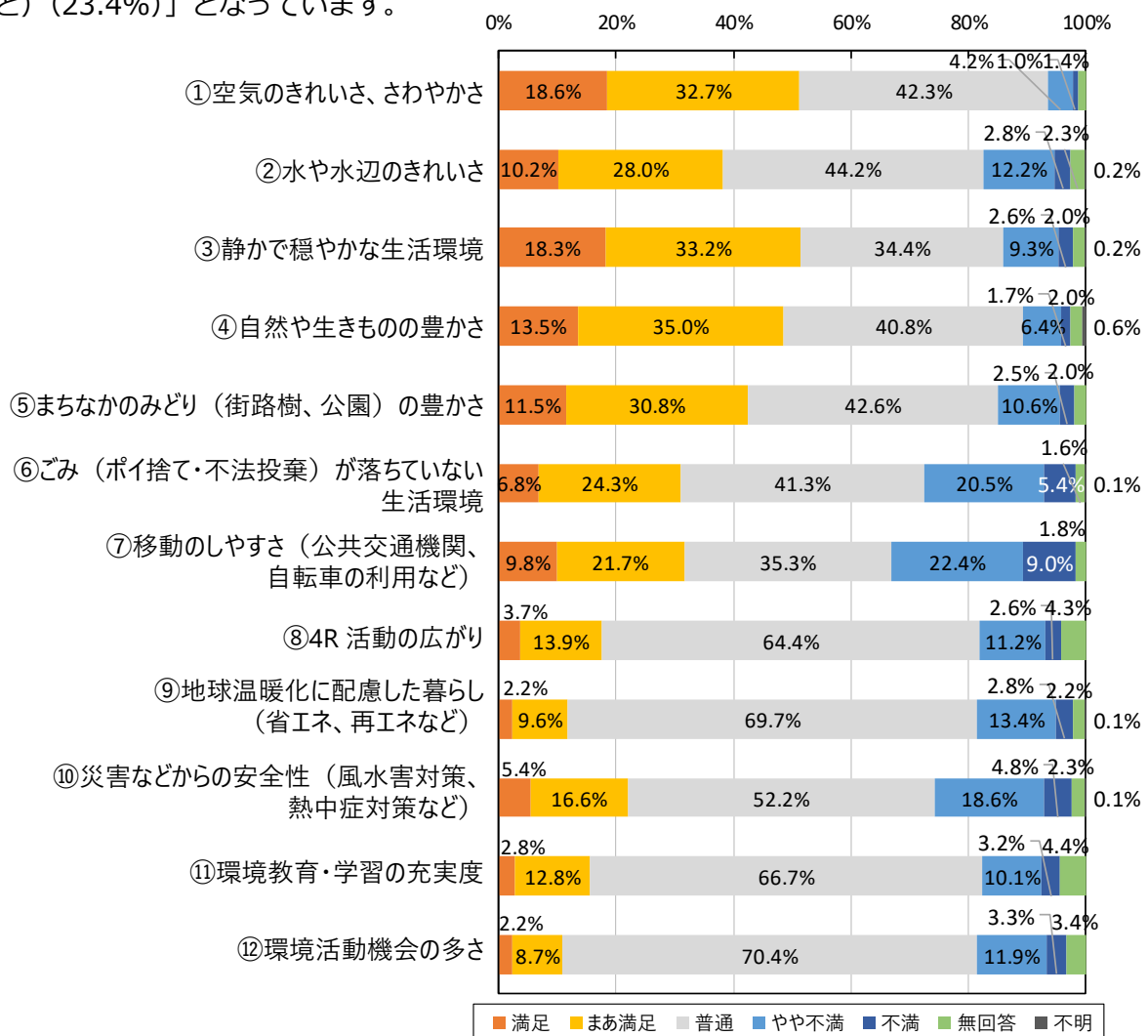
資料5-1 市民意識調査の結果（抜粋）

○ 坂戸市の環境に関する満足度

問7 坂戸市の環境について、日ごろどのように感じていますか。各項目の満足度について、あてはまる番号1～5の中から1つだけ○で囲んでください。

坂戸市の環境について、日ごろ感じていることの中で『満足（計）』（「満足」「まあ満足」の合計）の回答が多かったのは、「③静かで穏やかな生活環境（51.5%）」、「①空気のきれいさ、さわやかさ（51.3%）」であり、いずれも半数以上の方が満足と回答しています。「④自然や生きものの豊かさ（48.5%）」、「⑤まちなかのみどり（街路樹、公園）の豊かさ（42.3%）」、「②水や水辺のきれいさ（38.2%）」も比較的満足度が高い結果が得られています。

一方、『不満（計）』（「やや不満」「不満」の合計）については、「⑦移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）（31.4%）」が最も多く、次いで「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（25.9%）」、「⑩災害などからの安全性（風水害対策、熱中症対策など）（23.4%）」となっています。



参考資料

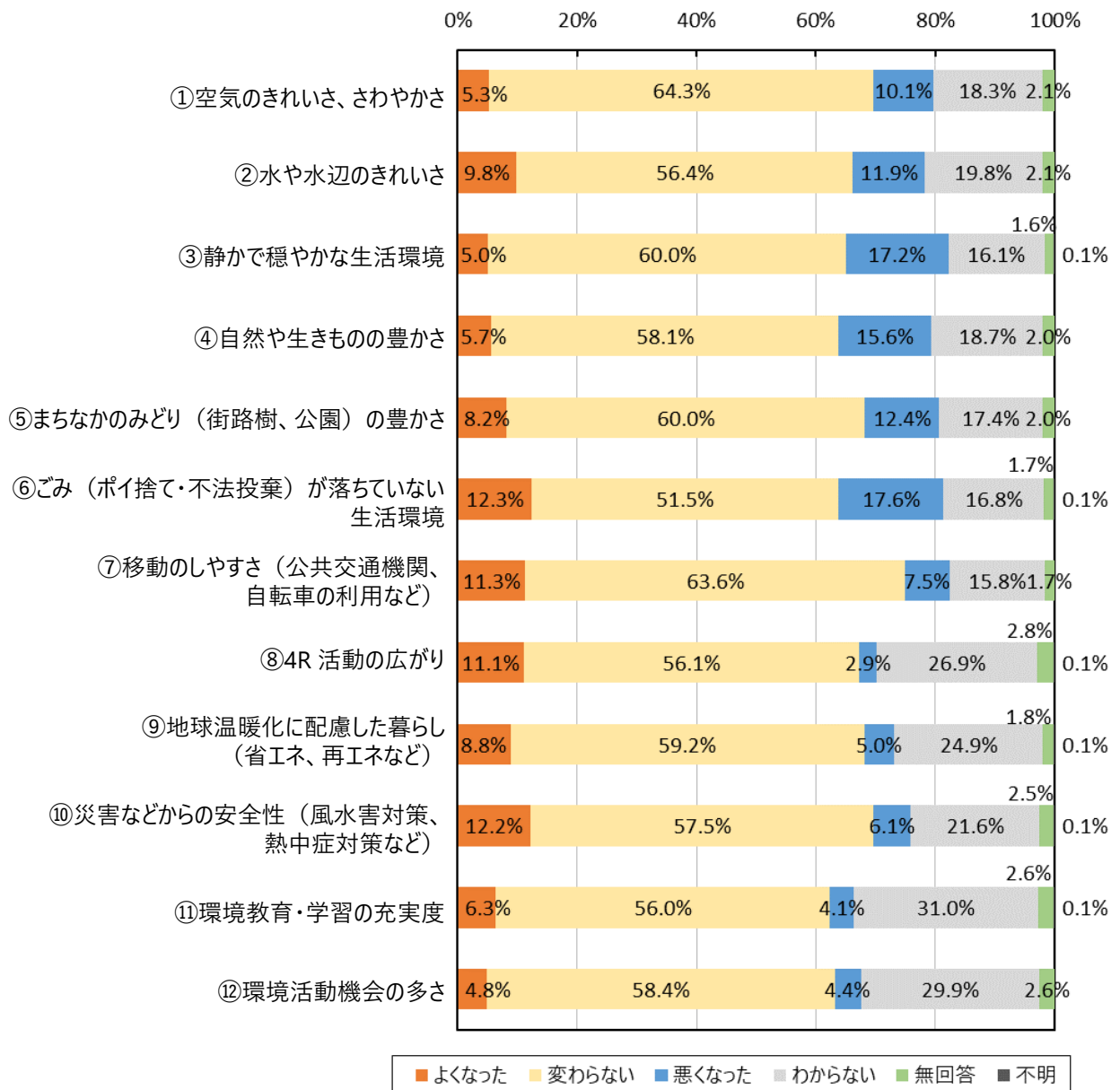
○ 坂戸市の環境に関する変化

問8 坂戸市の環境について、10年前と比較してどのように変わりましたか。
各項目の環境変化について、あてはまる番号1~4の中から1つだけ○で囲んでください。

坂戸市の環境について、10年前と比較し、『よくなった』という回答が多かったのは、「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（12.3%）」、「⑩災害などからの安全性（風水害対策、熱中症対策など）（12.2%）」、「⑦移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）（11.3%）」、「⑧4R活動の広がり（11.1%）」となっています。

一方、『悪くなった』という回答が多かったのは、「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（17.6%）」、「③静かで穏やかな生活環境（17.2%）」、「④自然や生きものの豊かさ（15.6%）」となっています。

いずれの項目でも、半数以上の回答者は、『変わらない』と回答しています。



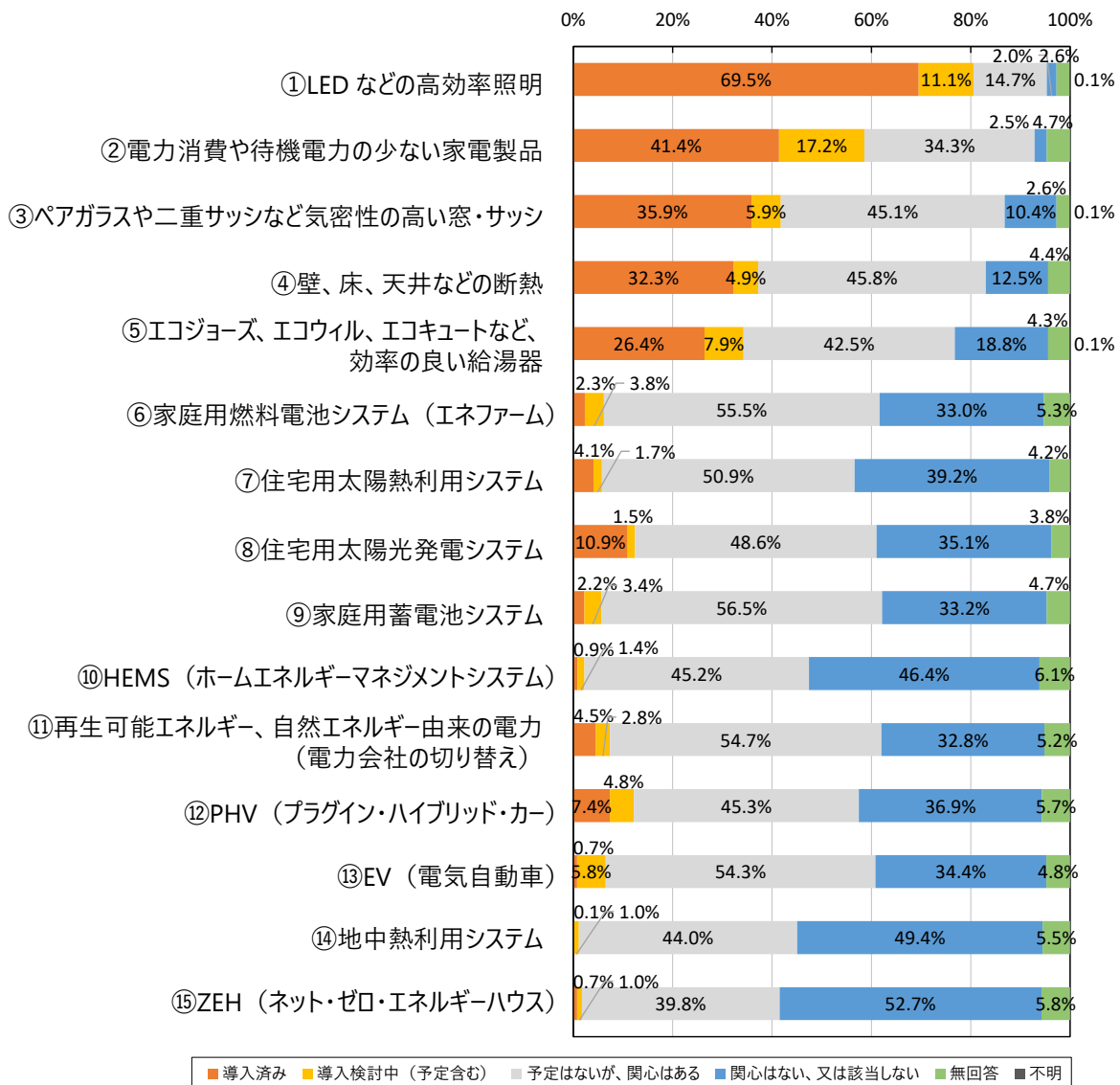
■ よくなった ■ 変わらない ■ 悪くなった ■ わからない ■ 無回答 ■ 不明

○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

問 11 地球温暖化対策につながる次の項目について、導入しているものはありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~4 の中から 1 つだけ○で囲んでください。

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況については、『導入済み』は「①LED などの高効率照明（69.5%）」が最も高く、「②電力消費や待機電力の少ない家電製品（41.4%）」、「③ペアガラス^{▶①}や二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ（35.9%）」、「④壁、床、天井などの断熱（32.3%）」、「⑤エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器（26.4%）」と続いています。

また、『予定はないが、関心はある』の回答は、「⑨家庭用蓄電池システム（56.5%）」、「⑥家庭用燃料電池システム（エネファーム）（55.5%）」、「⑪再生可能エネルギー、自然エネルギー由来の電力（電力会社の切り替え）（54.7%）」、「⑬EV（電気自動車）（54.3%）」、「⑦住宅用太陽熱利用システム（50.9%）」で 5 割以上と関心が高くなっています。



▶① ペアガラスとは、ガラスが二重になっている窓のことをいい、2 枚のガラスの間に中空層を設け、そこに熱伝導率が低い乾燥した空気を封入すること等により、住宅の断熱性能や遮熱性能を高めることができる。

○ 普段取り組んでいる環境活動

問 13 環境に関して、普段あなたが取り組んでいることを教えてください。
それぞれの項目について、あてはまる番号 1~3 の中から 1 つだけ○で囲んでください。

普段取り組んでいる環境活動については、「⑧空き缶やびん、ペットボトル、古紙などの資源を分別している（96.1%）」の実施率が最も高く、9 割を超える人が取り組んでいます。「⑨油や調理くずは下水や浄化槽に流さない（88.1%）」、「②冷暖房を使用するときは温度設定に気を付けている（87.3%）」、「①不要な照明やテレビはこまめに消す（86.7%）」は 8 割以上の実施率となっています。

今後取り組みたい活動としては、「⑬環境ラベル、省エネラベルなどを参考にして環境に優しい商品を購入している（51.6%）」、「⑤暑さ指数（WBGT）を確認して、熱中症対策をしている（43.9%）」が多い結果となっています。

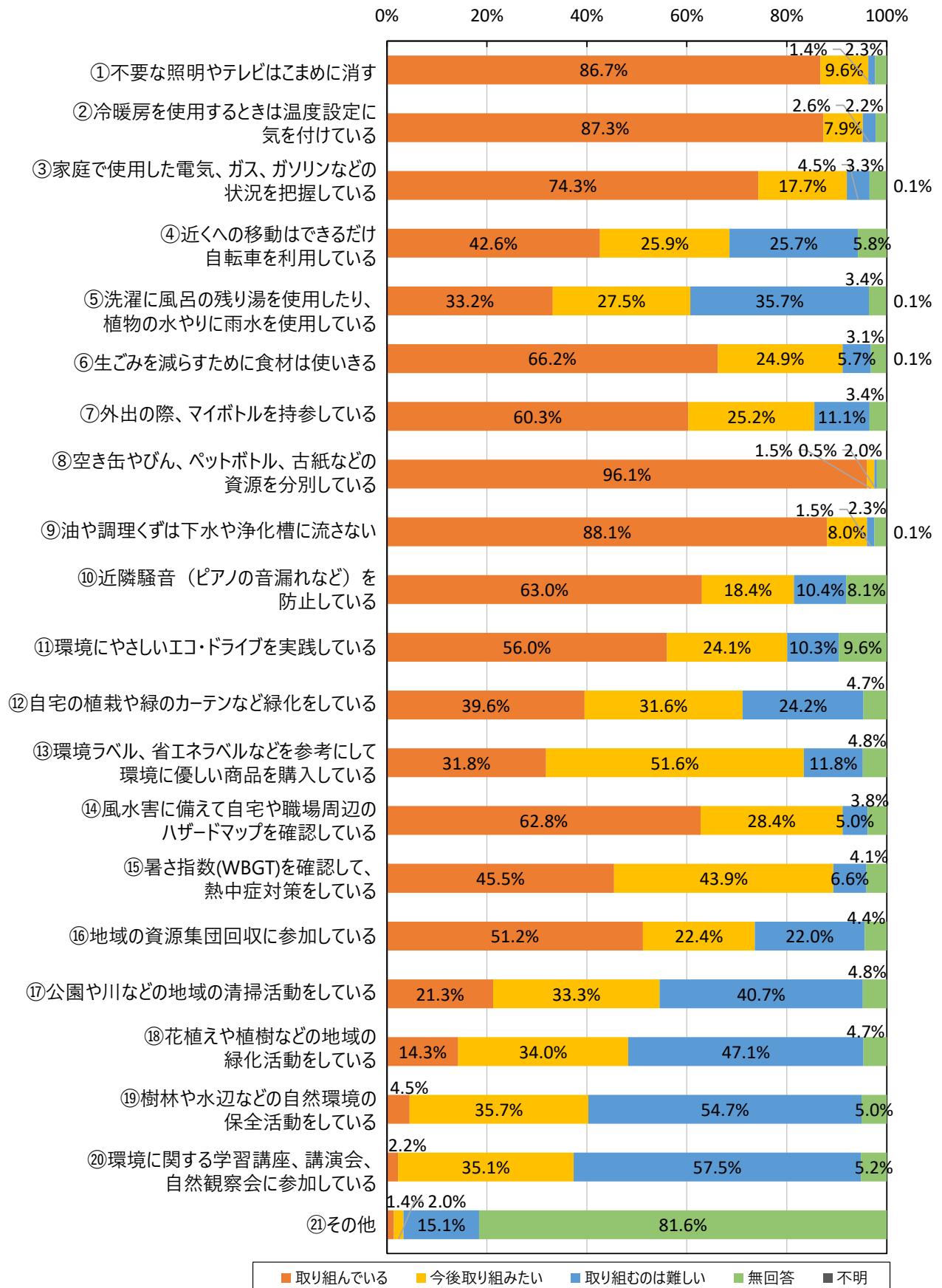
一方、実施率が低いのは「⑳環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している（2.2%）」と「⑲樹林や水辺などの自然環境の保全活動をしている（4.5%）」が 5%未満であり、「⑱花植えや植樹などの地域の緑化活動をしている（14.3%）」、「⑰公園や川などの地域の清掃活動をしている（21.3%）」も実施率が低く、これらの項目は、『取り組むのは難しい』と回答した人の割合も 4 割以上となっています。

その他の回答としては、「個人で自宅周辺の掃除」、「子どもと環境について話し合う」、「インターネットを利用した環境についての学習」などが挙げられています。

◆その他回答

- 衣類のリサイクルに協力している。
- 家庭にある物をリサイクルして別の物にして再利用する。
- 割り箸やレジ袋をもらわない。
- トイレトペーパーの芯、チラシ、などなるべく古紙回収に出すようにしている。
- 個人で自宅周辺の道路のゴミをこまめに掃除する。
- ハイブリッドカーを使用している。
- 子どもと環境問題についてよく話し、意識を高めている。
- 脱炭素についてのネット勉強会に参加する。

など



参考資料

○ 市民意識調査の結果まとめ

分野	結果概要
1 脱炭素、気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動の影響の認知度は高く、風水害の軽減や健康被害への対策について重要視していることがうかがえます。また、地区により満足度に差がみられ、地域特性に応じた対策の検討が必要です。 ●日常的な省エネルギー行動の実施率は高く、市民の生活の中に定着しているといえます。 ●温暖化対策設備機器は LED 照明や省エネルギー性能の高い家電製品の導入率（検討中含む）は5割を超えています。蓄電池や燃料電池、太陽熱利用システム、電気自動車（EV）といった災害時に自立電源として活用できる設備機器への関心が高く、今後導入拡大が期待されますが、そのためには、導入費用への支援や効果の明示などの課題への対応が求められます。 ●市の施策として、再生可能エネルギーへの期待度が高いことがうかがえます。
2 資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ●資源の分別の実施率は高く、市民生活の中に定着しています。マイボトルの持参や食材の使い切りなど、プラスチックごみや食品ロス対策に関連する取組も6割以上が実施しています。 ●4R活動の広がりに対して10年前と比較して改善しているという回答がみられますが、満足度はあまり高くはないため、取組の啓発や支援等の継続的な実施が必要です。
3 自然・みどり、生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ●自然や生きもの、まちなかのみどりに対する満足度は全体的に高いものの、地区によって差がみられます。 ●将来に残したい身近な自然環境が数多く挙げられ、市内各所の桜並木など、残されてきた豊かな環境への誇りが感じられます。 ●自然や生きものの豊かさに対して、10年前と比較して悪化しているという回答が比較的多くみられ、保全対策の推進が必要です。
4 安心・安全、快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ●静かな環境については10年前と比較して悪化しているという回答が多くみられるものの満足度は高く、空気や水のきれいさを含めて、生活環境への満足度は高いといえます。 ●ポイ捨てや不法投棄への不満度が高く、10年前と比較して改善しているという回答がある一方、悪化しているという回答も多くみられます。まちの美化推進を重要視する声も多く、対策が求められます。 ●公共交通機関や自転車利用などの移動のしやすさに対する満足度が低く、地区により差がみられることから、地域に応じた対策が求められます。
5 環境教育、協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ●資源集団回収を除く地域環境活動、環境学習に関する参加率は低いものの、いずれも3割以上が今後取り組みたい意向を持っています。環境教育・学習の充実度や環境活動の機会の多さに対する満足度が低く、行われていることを知らない、参加方法がわからないという意見もあるため、活動や学習の機会の提供とともに、活動に関する情報発信の方法の工夫や充実が必要です。 ●市の環境情報の入手方法の多くが、広報紙と回答していますが、周知に時間を要することなどから、その他の様々な情報発信の方法を周知及び工夫することが求められます。

資料 5-2 事業者意識調査の結果（抜粋）

○ 事業所で取り組んでいる環境活動

- 問 6-1 貴事業所では、どのような環境活動に取り組んでいますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~4 の中から 1 つだけ○で囲んでください。
- 問 6-2 このほか、貴事業所が取り組まれている環境活動がありましたら、ご記入ください。

事業所で取り組んでいる環境活動については、「⑨電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践（78.4%）」が最も実施率が高く、次いで、「⑭廃棄物の減量化や有効利用、再利用（72.5%）」、「⑮使用済み製品や容器等の回収（64.7%）」となっています。

『取組を検討中』と回答した事業者が多かったのは、「⑩省エネルギー診断等の受診（21.6%）」、「⑦温室効果ガス排出量の把握・抑制（19.6%）」、「⑲社員に対する環境教育の実施（19.6%）」となっています。

一方、『取り組む予定はない』の回答率が高かったのは、「⑪水の有効利用（雨水利用等）（62.7%）」、「⑩省エネルギー診断等の受診（47.1%）」、「⑱ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入（45.1%）」、「⑳環境情報の開示（CSR レポート^{▶①}等）（37.3%）」となっています。

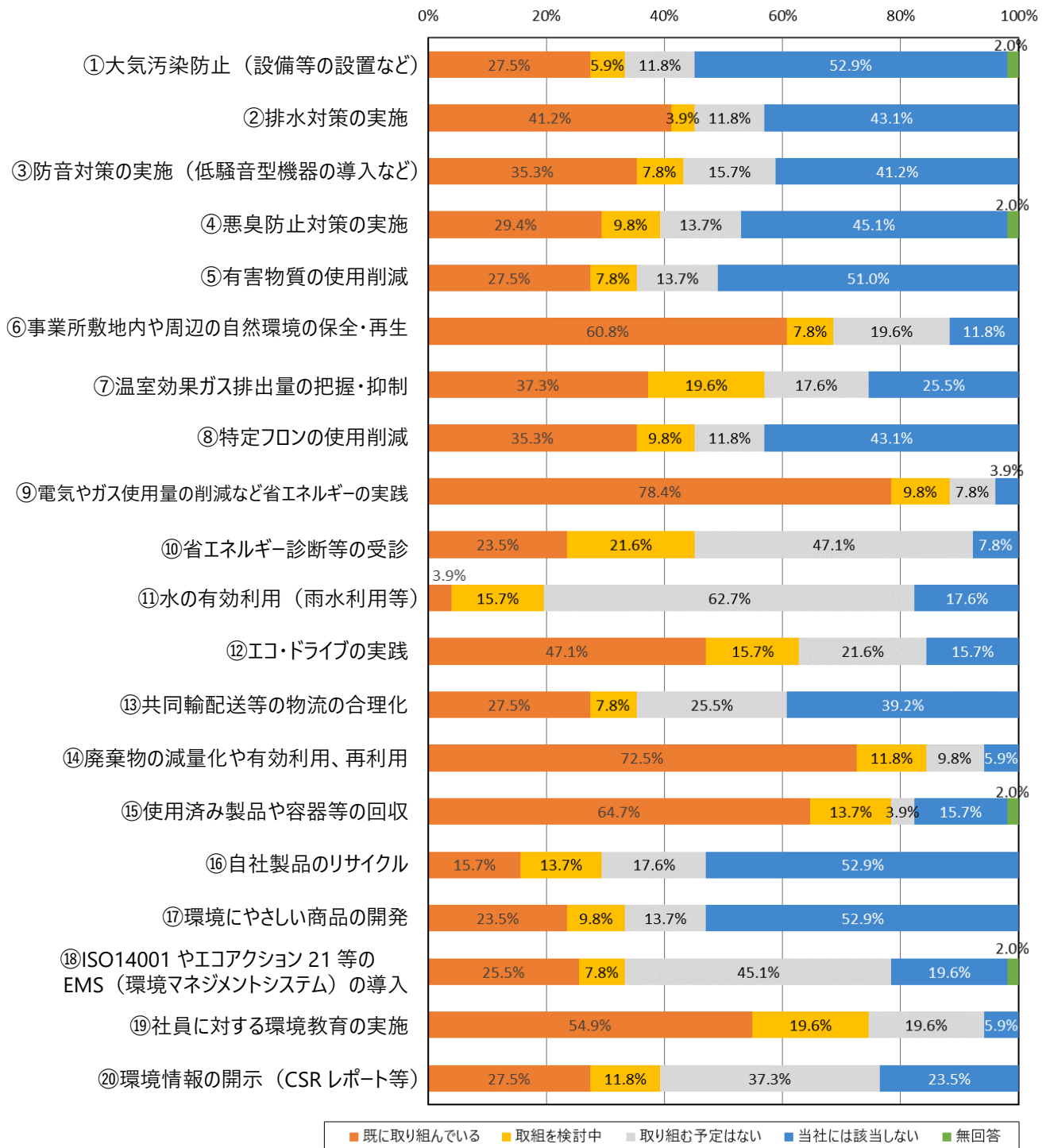
その他の回答としては、SDGs に関連する取組が多く挙げられています。

◆その他回答

- SDGs 宣言、6 つの重要課題を掲げ取り組んでいます。（みらい家電応援 ・ リサイクル応援 ・ こども応援 ・ みんなのまち応援 ・ みらい応援店舗 ・ 働くなかま応援）
- 職員の SDGs の理解、促進
- SDGs パートナーとして登録済
- 再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入
- 無洗米を製造しとぎ汁を流さないことによる水環境汚染の防止
- とぎ汁となって流出していた汚染物質を肥料として再生し、田んぼに戻すことにより、循環型農業の実現

など

- ▶① CSR レポートとは、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の考え方に基づいて行う社会的な取組をまとめた報告書をいう。



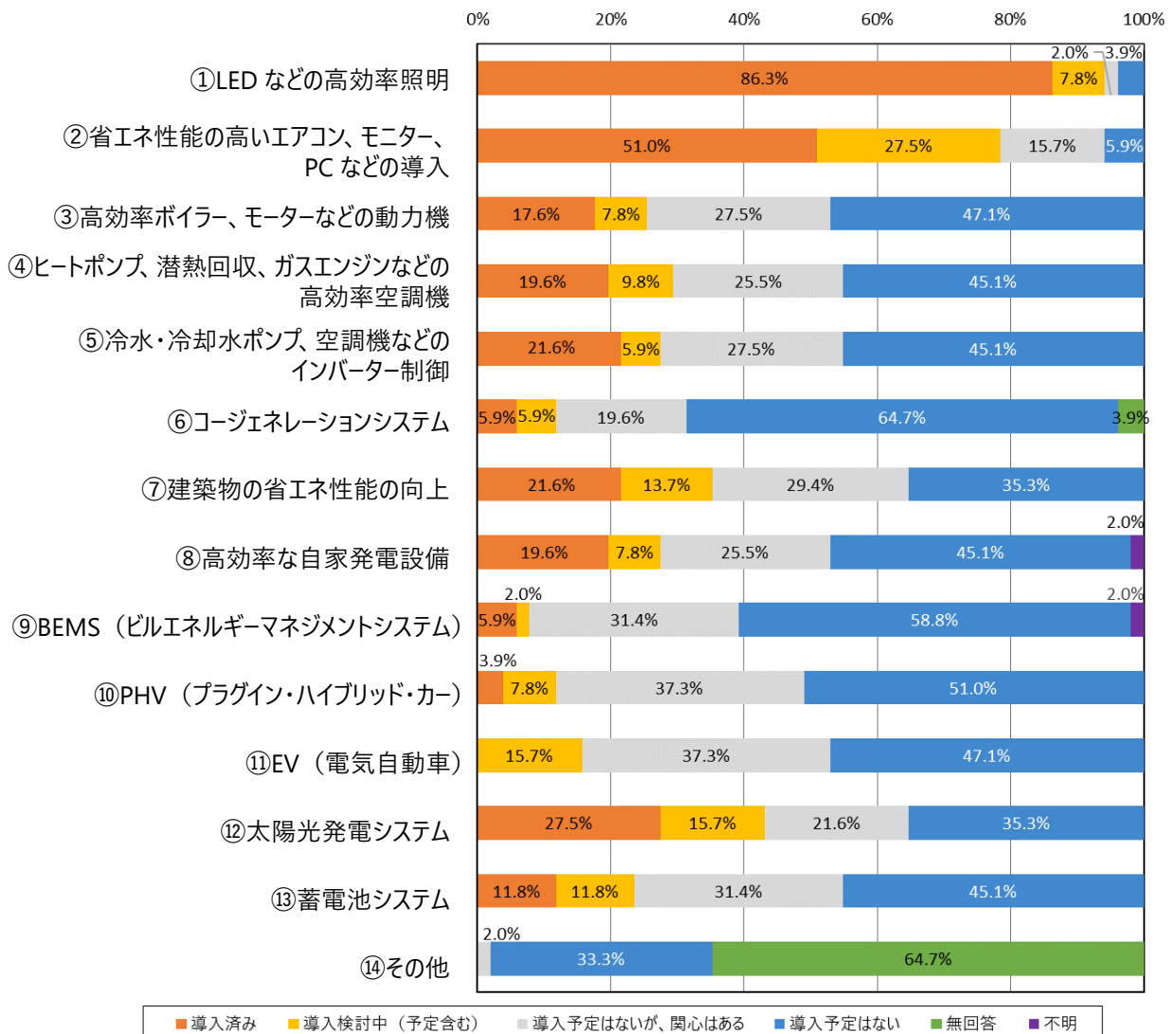
○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

問7 地球温暖化防止につながる機器や設備を導入していますか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～4の中から1つだけ○で囲んでください。

地球温暖化対策設備機器の導入状況については、『導入済み』と回答した割合は、「①LED などの高効率照明（86.3%）」が最も高く、9 割近い事業所で既に導入されています。次いで、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（51.0%）」、「⑫太陽光発電システム（27.5%）」となっています。

また、『導入検討中（予定含む）』については、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（27.5%）」が最も多く、次いで「⑪EV（電気自動車）（15.7%）」、「⑫太陽光発電システム（15.7%）」が多くなっています。

『導入予定はないが、関心はある』については、「⑩PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）（37.3%）」、「⑪EV（電気自動車）（37.3%）」、「⑨BEMS（ビルエネルギー管理システム）▶①（31.4%）」、「⑬蓄電池システム（31.4%）」で回答率が高くなっています。



▶① BEMS (ビルエネルギー管理システム) とは、Building Energy Management System の略称で、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのことをいう。

参考資料

○ 事業者意識調査の結果まとめ

分野	結果概要
1 脱炭素、気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素経営に対する認知度は比較的高く、再生可能エネルギー電力への切り替えや 脱炭素経営に関する計画や方針の作成については、1 割以上の事業者が既に取り組んでいます。これらの取組やカーボン・オフセットについての関心は高く、情報提供の充実などにより、今後の取組の拡大が期待できます。 ●事業活動における省エネルギー行動は定着し、LED 照明の導入率は約 9 割と多くの事業所で導入が完了しています。太陽光発電システムの導入率は検討中を含めると 4 割を超えています。プラグインハイブリッド自動車（PHV）や電気自動車（EV）、蓄電池、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）への関心が高く、導入に向けた費用面での支援策や充電インフラの整備等が求められます。
2 資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の減量化や再利用、使用済み製品や容器等の回収の取組率は 6 割以上と取組が浸透しているといえます。 ●食品ロスやプラスチックごみ対策など、新たな法令に対応する取組意識は高いといえますが、未実施の事業者に向けた対策例などの情報発信や、消費者の理解促進に向けた啓発などが必要です。
3 自然・みどり、生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内や周辺の自然環境の保全・再生などの取組率が高く、地域の緑化活動への参加・協力も行われています。
4 安心・安全、快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ●大気・排水・騒音・悪臭・有害物質の取組については、概ね実施されていますが、取り組む予定はない事業者への周知が必要です。 ●まちの美化への関心度は高く、清掃活動や地域の美化活動への参加・協力の実施率も高いといえます。事業者としても取り組みやすい活動であることから、引き続き、協働による美化活動の機会や情報の提供が必要です。
5 環境教育、協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ●社員に対する環境教育の実施率は検討中を含めると 7 割を超え、意欲的に取り組まれているといえます。一方、取り組む予定はない、該当しないと回答している事業者に対しては、取組の効果や必要性などの情報発信を行うことが必要です。また、従業員の環境に対する理解向上のために、社員教育に活用できるツールや講師派遣などの情報提供が求められます。 ●融資や助成、優遇措置などコスト的な支援に加え、情報提供やセミナー、ガイドラインの作成などが求められます。 ●市に協力・支援できる取組として、資金援助のほか人的支援、会場の提供などに対する回答もあり、協働での取組を進めていける環境といえます。

資料 6 二酸化炭素排出量の算定方法

市域からの二酸化炭素排出量は、埼玉県が提供する「県内市町村温室効果ガス排出量 算定結果 2020年度版」をもとに、各部門のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を整理しています。

また、一般廃棄物については、坂戸市西清掃センター焼却施設における一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分量から積み上げ計算を行っています。

埼玉縣市町村二酸化炭素排出量の算定方法

● エネルギー起源 CO₂

部門	算定方法	参考資料
産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業、鉱業、建設業、製造業の4業種について個別に算定を行う。 ● 業種別の電力・燃料需要を県内総量から按分推計し、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。按分に用いる活動量は名目生産額。 ● 排出係数は県の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉縣市町村民経済計算」
業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術・業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスの12業種について個別に算定を行う。 ● 業種別の電力・燃料需要を県内総量から按分推計し、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。按分に用いる活動量は名目生産額。 ● 排出係数は県の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉縣市町村民経済計算」
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の電力・燃料需要については、電力・ガス小売完全自由化の影響によって市町村データの取得が困難になったため、統計モデルを用いて推計する。 ● まず、県内の家庭部門における電力・燃料需要を推計するための統計モデルを構築する。次に、市町村別の社会経済データをモデルに入力し、得られる推計値を各市町村の電力・燃料需要とみなす。市町村の合計と県内総量が一致するように各市町村の電力・燃料需要を補正したのち、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。 ● 排出係数は県の算定値を使用する 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉県推計人口」 ➢ 総務省統計局「社会・人口統計体系」 ➢ 総務省統計局「消費者物価指数（さいたま市、2015年基準）」 ➢ 気象庁「日平均気温（熊谷）」など
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車は乗用車、バス、二輪車、トラックの4車種について、鉄道は旅客と貨物の2区分について個別に算定を行う。 ● 自動車の利用に伴うCO₂排出量は、車種別の燃料需要を国内総量から按分推計したのち、排出係数を乗じて算定する。按分に用いる活動量は自動車保有台数。 ● 鉄道の利用に伴うCO₂排出量は、区別の電力・燃料需要を国内総量から按分推計したのち、排出係数を乗じて算定する。按分に用いる活動量は人口。 ● 排出係数は全国の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉県統計年鑑」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉県推計人口」

● 非エネルギー起源 CO₂

排出源	算定方法	参考資料
<p>一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分に伴う CO₂ 排出量を算定の対象とする。 ● 焼却施設ごとの年間処理量における水分率、廃プラスチック率（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類の割合）を乗じて廃プラスチック焼却量を算定したのち、排出係数を乗じて CO₂ 排出量に換算する。 ● 排出係数は環境省マニュアルの掲載値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境省「一般廃棄物処理実態調査（施設設備状況、ごみ処理状況）」 ➤ 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」

資料 7 坂戸市環境基本条例

平成14年 3月27日条例第 3号

改正 平成26年12月19日条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 環境の保全等のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 環境審議会（第20条—第29条）

附則

私たちのまち坂戸は、武蔵野の緑と高麗川の清流の織りなす恵み豊かな自然の中ではぐくまれ、歴史と文化を築き発展してきた。

しかしながら、都市化や生活様式の変化により私たちの社会経済活動は、生活の便利さや物の豊かさを求めて資源やエネルギーを大量に消費してきたため、身近な自然が次第に失われるとともに、水質の汚濁や大気汚染などの都市生活型公害や廃棄物問題などが顕在化してきている。

さらに、私たちを取り巻く環境では、地球の温暖化やオゾン層の破壊などが進行し、すべての生物の存続基盤である地球環境が脅かされつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を維持していくために必要となる安全かつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共生できる環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継がなければならない責務を有している。

私たちは、市、事業者及び市民がそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、相互の協力によって住みよい環境の保全と創造を推進し、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事

態に係る環境の保全をいう。

- 3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう適切に推進されなければならない。

- 3 地球環境の保全は、地域の環境と密接にかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、健全な生態系の保護を図るとともに、多様な自然環境の保全と創造に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理を行うこと。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、坂戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (環境基本計画との整合)
- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
- (環境報告書の作成等)
- 第9条 市長は、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等について、毎年度、報告書を作成し、公表するものとする。
- (規制の措置)
- 第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- (環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)
- 第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- (環境の調査)
- 第12条 市は、環境の状況を把握し、又は環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査の実施に努めるものとする。
- (環境教育及び環境学習の振興等)
- 第13条 市は、事業者及び市民が環境の保全等について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。
- (自発的な環境保全活動の促進)
- 第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (情報の提供)
- 第15条 市は、第13条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
- (市民の意見の反映)
- 第16条 市は、環境の保全等に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (地球環境の保全)
- 第17条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 環境の保全等のための推進体制

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全等に関し、広域的な取組みを必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、坂戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全等に関し必要なこと。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関職員

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第24条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第25条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第26条 審議会は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第27条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境産業部環境政策課において処理する。

(委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(坂戸市環境審議会条例の廃止)

2 坂戸市環境審議会条例（昭和46年坂戸町条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の坂戸市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第22条第1項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月25日までとする。

附 則（平成26年条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料 8 用語解説

●あ行

暑さ指数 (WBGT)

熱中症を予防することを目的とし、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射等周辺の熱環境、気温の 3 つを取り入れた指標をいう。暑さ指数が 28 を超えると熱中症患者が著しく増加するとされる。

営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

農地法の一時的転用許可により、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電システムを設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組をいう。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できるが、農作物の安定した生産も求められている。

エコロジカル・ネットワーク

複数ある生きものの生息空間がそれぞれ孤立せず、生きものが自由に生息空間を行き来できるような状態をいう。

オープンガーデン

イギリスが発祥といわれており、個人の庭や花壇を一般に公開することをいう。

●か行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいう。

外来種

カミツキガメのようにもともとその地域にいなかった生物が、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことで、海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）及び、国内のもともといなかった地域に持ち込まれた生物（国内由来の外来種）をいう。

環境マネジメントシステム

企業、事業所等がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みをいう。

「緩和策」と「適応策」

温室効果ガス排出量の削減・吸収を促進する「緩和」に向けた取り組みを「緩和策」、温室効果ガス増加の影響で発生する気候変動の悪影響を軽減する「適応」に向けた取り組みを「適応策」といい、緩和と適応の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められている。

気候変動適応法

気候変動への適応策を法的に位置づけ、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化し、被害の回避・軽減を図るため、平成 30（2018）年に制定された。地域の実情に即し、地方公共団体の気候変動適応計画の策定を努力義務として規定している。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・住居環境の向上や防災・減災等多様な効果を得ようとするをいう。

グリーンカーテン

夏の強い日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えるため、アサガオやヘチマ等のつる性の植物により建物の窓や壁を覆うことをいう。

コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムの総称をいう。

●さ行

埼玉県エコアップ認証制度

事業者自ら環境に関する方針を定め、その達成に向けた取組を実施するとともに、CO₂削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度をいう。

埼玉県環境アドバイザー

豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う方として埼玉県が登録した人をいう。

埼玉県気候変動適応センター

埼玉県における気候変動の適応策の推進と気候変動の研究を行う機関で、県内の気象データや影響情報等気候変動適応策の情報の収集や情報提供を行っている。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として知事が委嘱した人をいう。

彩の国エコぐるめ事業

客の要望に沿った量での提供、食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与、食べきりの呼び掛け、食料品の量り売り・ばら売り等食品ロスや食品廃棄物を減らす取組を実施する事業者を埼玉県が登録する制度をいう。

坂戸市エコショップ認定制度

消費者、事業者や行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの一層の推進を図るため、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店を認定し、広く市民に周知する制度をいう。

サブスクリプション

「定期購読、継続購入」を意味し、商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うことをいう。

自然共生サイト

令和 5 年 4 月から開始された制度で、ナショナルトラスト、屋敷林、社寺林、緑道、河川敷等「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域をいう。

持続可能な開発目標 (SDGs)

全世界共通の国際目標として平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された目標のことをいい、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すこと等が求められている。

市民花壇

花いっぱい運動の一環として、公有地を活用し、市民ボランティアが管理する花壇をいう。

市民緑地制度

都市緑地法第 60 条の規定に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度をいう。

循環経済

従来の 3R の取組に加え、資源の利用と消費の量を抑えつつ、今ある資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済活動のことをいう。

条件付特定外来生物

外来生物法に基づき、特定外来生物に指定された生物のうち、規制の一部 (飼育等の規制) を当分の間適用除外とする生きものをいい、現行、アメリカザリガニ、アカミミガメが対象とされている。

将来予測値

現在の人口・世帯の増減、事業活動等の社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合を想定して算出した推計値をいう。

スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいう。

生産緑地制度

生産緑地法第 3 条の規定に基づき、都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として、農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定める制度をいう。

製品プラスチック

容器包装プラスチックやペットボトル等と異なり、プラスチック製のハンガー、定規、バケツ等製品そのものがプラスチック製のものをいう。従来、プラスチック製容器包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、分別収集、リサイクルが進められていたが、プラスチック製廃棄物の更なるリサイ

クル等を進めるため、令和3年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック製の製品についてもリサイクルを可能とした仕組みが設けられている。きる権利に対して料金を支払うことをいう。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。

ゼロカーボンシティ宣言

日常生活や経済活動等からの二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量と、森林等による温室効果ガス吸収量が、プラスマイナスゼロとなる状態をカーボンニュートラルといい、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現したまちを「ゼロカーボンシティ」という。昨今、こうした脱炭素社会に向けて、「2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」に取り組むことを地方公共団体が表明している。

●た行

第三者所有型（PPAモデル）

Power Purchase Agreementの略で、電力販売契約をいう。太陽光発電システム導入方法の一つであり、PPA事業者との契約により、太陽光発電システムを初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスもPPA事業者が行う仕組みのことをいう。契約期間が終わった後は、契約により設備を譲り受けることができるが、契約終了までの間、利用者はPPA事業者を利用した分の電気代を支払う。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すための国民運動をいい、衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像や具体的なアクションの提案等により、新たな消費・行動を喚起し、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出することを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律

国全体が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で、令和3（2021）年には、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促

進を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現を明記した改正が行われた。

厨芥類

家庭や飲食店、青果市場等の事業所から出る野菜くず、食べ残し等の生ごみをいう。

てまえどり

商品棚の手前の方にある、賞味期限・消費期限の近いものから商品を選ぶことをいう。

電力排出係数

電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安であり、電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

特定外来生物

外来生物法に基づき、国外由来の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたものをいい、令和5年6月現在、157種が指定されている。また、原則として輸入、放出、飼養、譲渡が禁止されている。

●な行

ナショナルトラスト

市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどにより次の世代に残す運動をいう。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行為を促すための情報をいう。暑さ指数（WBGT）の値が33以上と予想された場合、気象庁の予報区単位（一部を除き都道府県単位）で発表される。

●は行

ヒートアイランド現象

郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象をいい、緑地の減少に加えて舗装、建物等による地表面被覆の人工化、密集した建築物による風通しの阻害等都市形態の高密度化、建物、工場、自動車等の人工排熱の増加が主な要因といわれている。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動をいう。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動をいう。

ペアガラス

ガラスが二重になっている窓のことをいい、2枚のガラスの間に中空層を設け、そこに熱伝導率が低い乾燥した空気を封入すること等により、住宅の断熱性能や遮熱性能を高めることができる。

ほ場整備

不成形な農地の区画を整形することにより、生産性の高い農地に作り変える事業をいう。

●ま行

まちのクールオアシス

埼玉県が熱中症予防対策の一環として実施する事業に賛同する公共施設や事業所等で、外出時の一時休息所の設置や熱中症情報発信拠点となる施設のことをいう。

●ら行

レジリエント

防災分野や環境分野においては、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

●英数

3R

リデュース (Reduce : ごみを減らす)、リユース (Reuse : 再利用する)、リサイクル (Recycle : 再資源化) の3つのR (アール) の総称をいう。

4R

3つのR (アール) である3Rに加え、リフューズ (Refuse : 不必要なものは買わない、断る) を加えた4つのR (アール) をいう。

BEMS**(ビルエネルギーマネジメントシステム)**

Building Energy Management System の略称で、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのことをいう。

CSRレポート

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の考え方に基づいて行う社会的な取組をまとめた報告書をいう。

REPOS (リーボス)

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム」を指し、地域ごとの再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として開設されたポータルサイトをいう。

V2B (ビークル・ツー・ビルディング)

Vehicle to Building の略称で、電気自動車に蓄えた電力を事業所において有効活用することをいう。

V2H (ビークル・ツー・ホーム)

Vehicle to Home の略称で、電気自動車に蓄えた電力を家庭用に有効活用することをいう。

**ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)**

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことをいい、住宅の場合は ZEH (ゼッチ)、ビルの場合は ZEB (ゼブ) という。

ZEV(ゼロエミッション・ビークル)

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV) をいう。

第3次坂戸市環境基本計画

令和6（2024）年3月発行

発行 坂戸市

編集 環境産業部環境政策課

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田 1-1-1

電話 049-283-1331

E-mail sakado41@city.sakado.lg.jp

ホームページ <https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/20/>

